山口労働局

厚生労働省　山口労働局

労 働 局 の役割

労働局は、働く人のために、仕事の確保（職業安定行政）、労働環境の整備（労働基準行政）、職業能力の向上（職業能力開発行政）、雇用機会の均等確保（雇用均等行政）など、労働に関連する行政分野を総合的・一元的に行う厚生労働省の地方機関です。

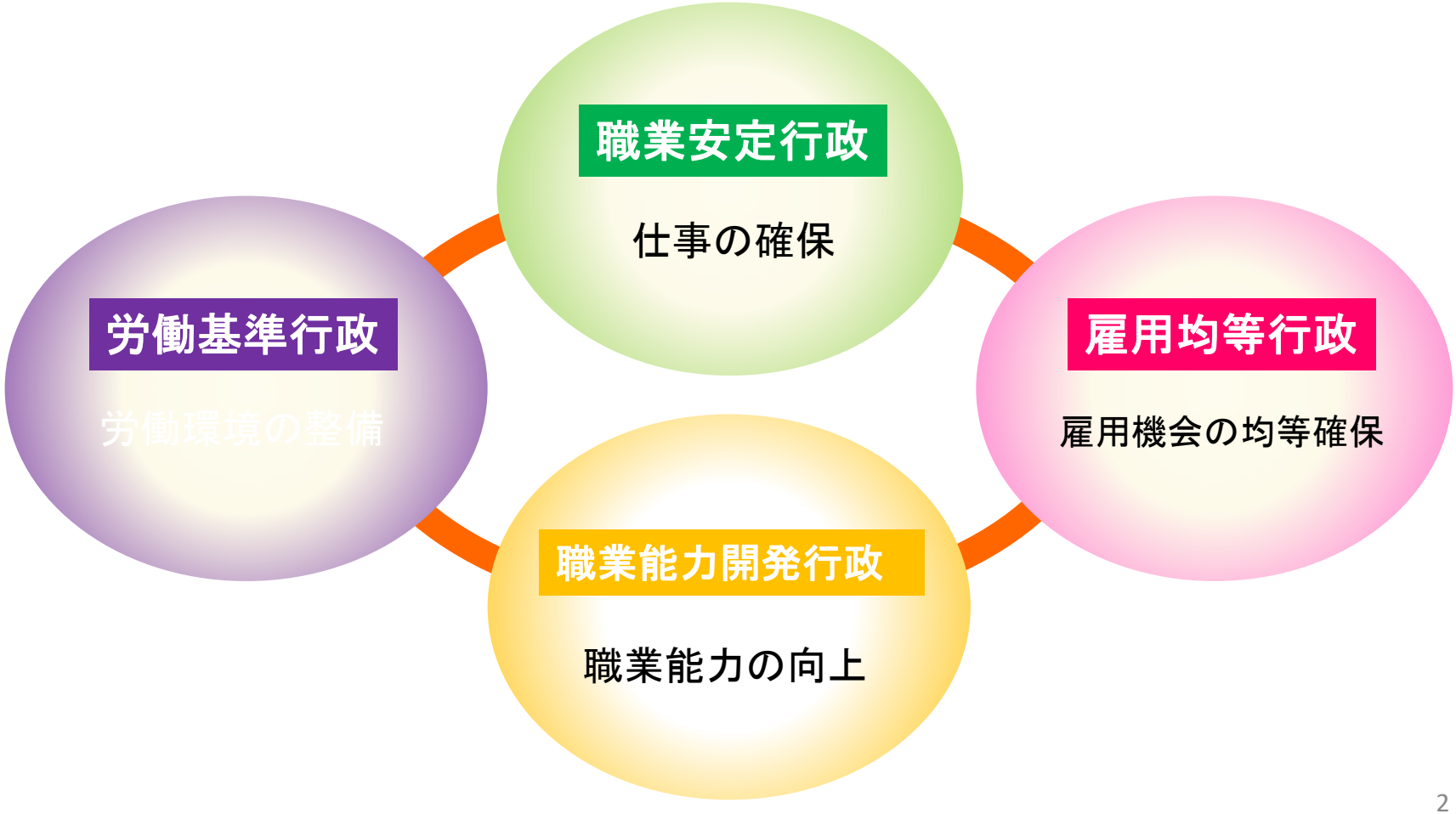

山口労働局の組織設置状況

- 山口労働局
- 労働基準監督署　7署
- ハローワーク　9所（分室1）

（平成31年4月1日　現在）

山口労働局の組織

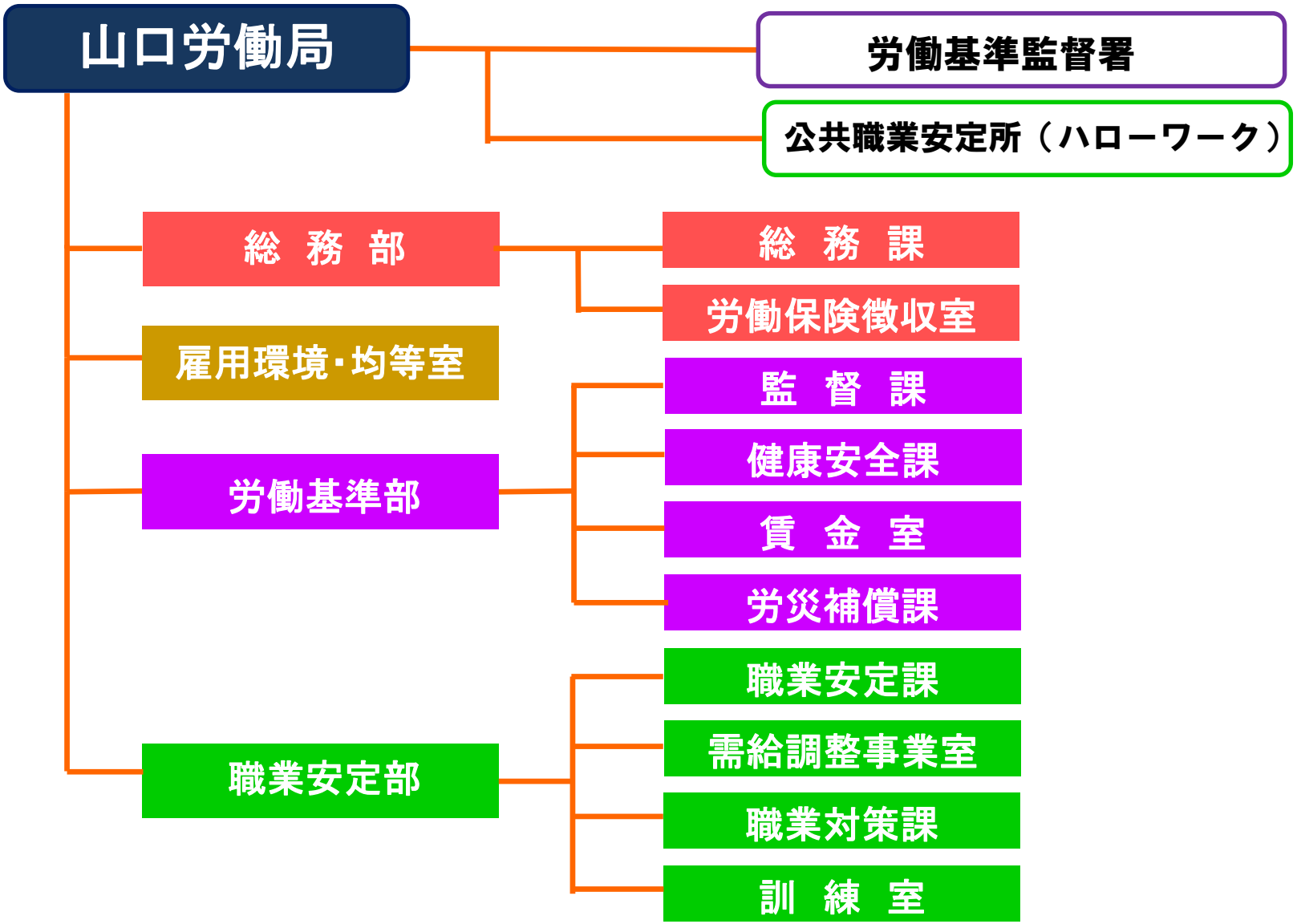
山口労働局
労働基準監督署
公共職業安定所（ハローワーク）
総　務　部
総　務　課
労働保険徴収室
雇用環境・均等室
労働基準部
監　督　課
健康安全課
賃　金　室
労災補償課
職業安定部
職業安定課
需給調整事業室
職業対策課
訓　練　室

労働基準行政に関する業務

健康で安心して働ける職場を作り、豊かでゆとりのある生活が送れることを目指して、労働条件の確保・改善、労働時間対策、労働者の安全と健康の確保、迅速で的確な労災補償などを実施しています。
これらの業務は、労働局の労働基準部と労働基準監督署が担当しています。

1　労働条件の確保･改善対策

労働者にとって、安心・安全な職場環境を実現するためには、労働基準法などで定められた労働条件が確保され、その改善が図られることが重要であり、労働基準監督官が事業主に対し、労働基準関係法令で定められた基準を守るよう、必要な指導を行っています。なお、重大または悪質な法違反に対しては、送検手続きを行っています。

2　最低賃金制度の適切な運営

労働の対価となる賃金については、適切に支払う必要があることはもちろん、地域ごとに定められている最低賃金以上の賃金を支払わなければなりません。仮に、最低賃金額より低い賃金を労働者と使用者の合意により定めていたとしても、法律により無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとされます。

3　長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止対策の推進等

各種情報から長時間にわたる過重な労働が疑われる事業場に対して監督指導を実施します。また、近年、過重労働によって脳や心臓の疾患を発症する人や、心の健康問題で不調を訴える人などが減少傾向にないため、各種対策を一層進めています。

4　労働者の安全と健康確保

労働安全衛生法やガイドラインなどでは、労働者の安全と健康を守るため、健康診断の実施、機械・設備の安全対策、化学物質を使用する際の換気装置の設置、メンタルヘルス対策など、様々な対策を事業主に求めています。国は、こうした対策が行われるよう、事業場への立入指導、特に危険な作業の計画届の審査、危険な機械の検査などを行い、安全な職場の実現に向けて取り組んでいます。

５ 労災補償対策の推進

業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害又は死亡等に対して、必要な保険給付を行い、あわせて、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者の援護等の事業等を行っています。

労働基準行政の業務 【事務官】 （その1）

労災補償業務

仕事中や通勤中の負傷（ケガや疾病）など、労働災害にあわれた方やその遺族の方に対して、迅速かつ公正な保護をするために保険給付等を行っています。（労働者災害補償保険法に基づく保険給付等）
これらの業務は、主に労働基準監督署が行っています。

- 労災補償業務は、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷・疾病・障害・死亡などに対して必要な保険給付を行うために、請求された個々の事案ごとに審査や調査を行い、労災保険適用の有無及び給付範囲などの判断（認定）を行う業務です。

- 労災認定に当たっては、被災者や事業場関係者などから聴き取りを行ったり、関係資料の収集や主治医や専門医から医学的な意見を求めるなど、労災の認定基準に基づく高度な判断を行うための調査を行っています。

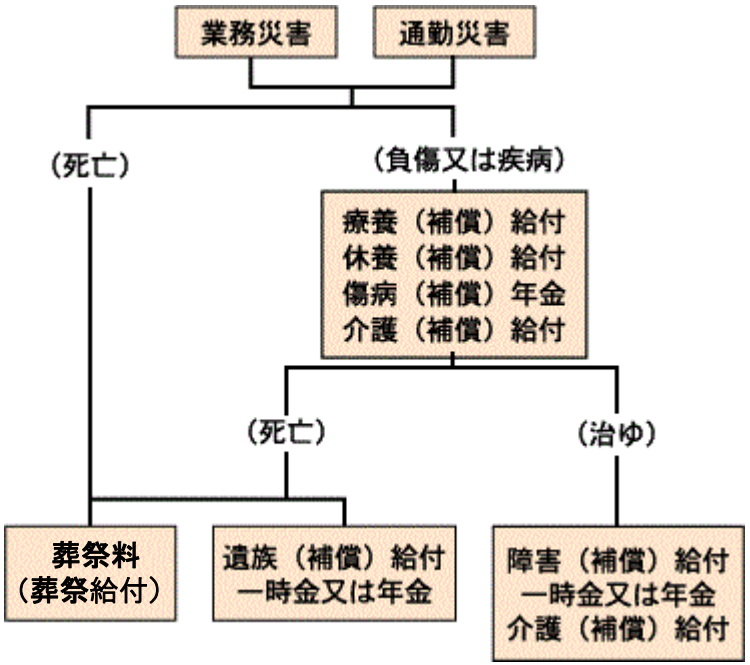

労働基準行政の業務【事務官】　（その2）

● 近年では、仕事のストレスを原因とした精神障害や過労等を原因とする脳・心臓疾患の請求が増え、社会的にも注目されています。

● 被災者の社会復帰の促進や遺族の援護を図るための各種事業も行っています。

療養（補償）給付

診療、薬剤の支給、手術等が無料で受けられます。

休業（補償）給付

ケガなどの治療のために仕事を休み、賃金を受けていない場合に、一日あたり平均賃金相当額（特別支給金を含む。）の８０％の額が受けられます。

障害（補償）給付

ケガや病気が治ゆ（症状固定）した後に一定の障害が残った場合、障害の程度に応じ年金または一時金が受けられます。

遺族（補償）給付
葬祭料（葬祭給付）

労働災害により死亡した時、遺族は年金または一時金が受けられます。また、葬祭料（葬祭給付）も受けられます。

労働保険･適用徴収

労働保険とは、労働者災害補償保険と雇用保険を総称したもので、労働保険の加入手続や労働保険料の徴収などを行っています。
これらの業務は、労働局や労働基準監督署が主に行っています。

・労働者を１人でも雇用していれば、業種・規模を問わず労働保険の適用事業となり、事業主は成立（加入）手続を行い労働保険料を納付をしなければなりません。当該書類の審査や調査、保険料の徴収などの業務を行います。（農林水産業については一部例外あり）

職業安定行政に関する業務（その1）

1　概要について

　就職を希望するすべての人を支援するため、職業紹介、雇用保険、求職者支援、雇用対策を一体的に実施しています。
　これらの業務は、労働局の職業安定部とハローワークが行っています。

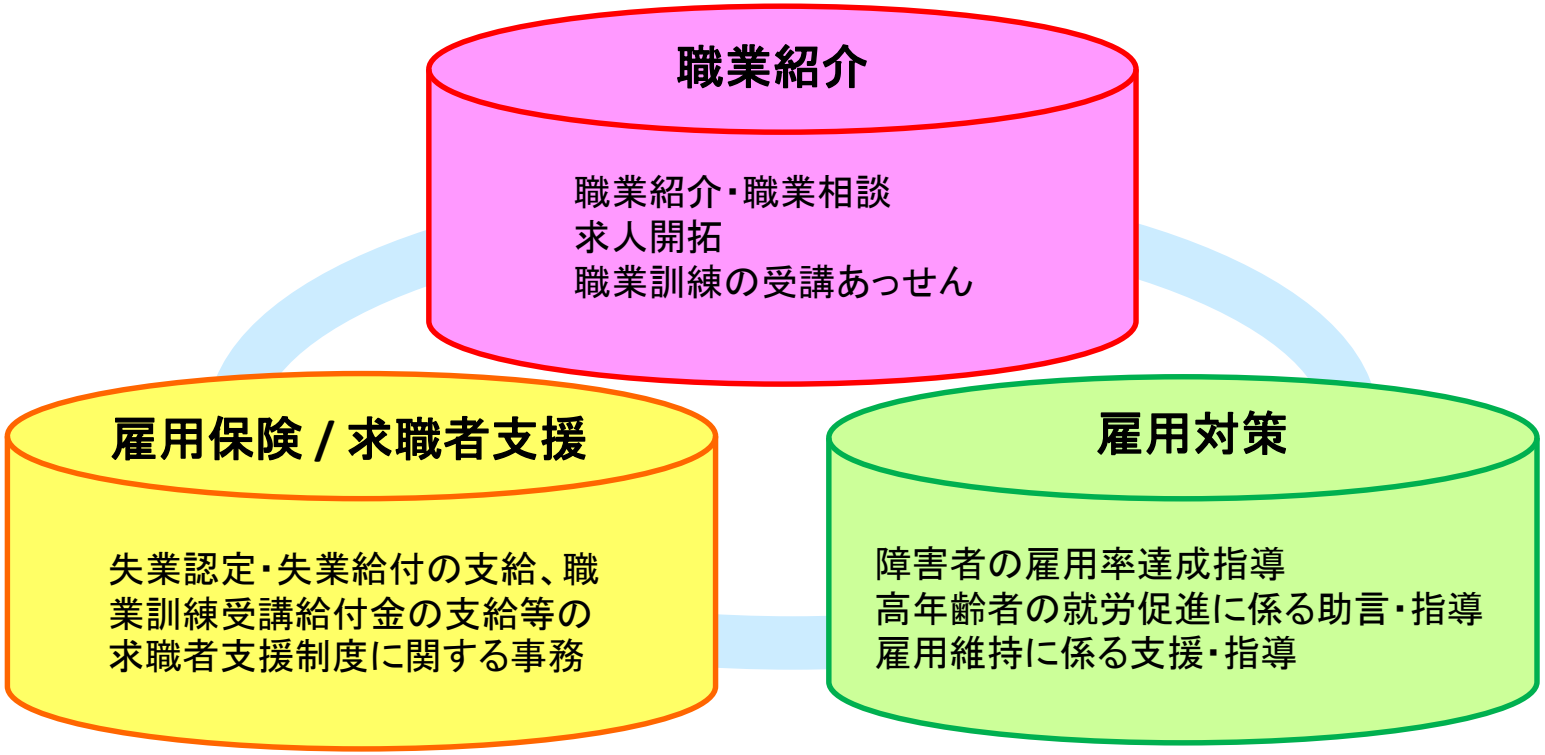

職業安定行政に関する業務（その2）

２　職業紹介について

①　求職者に対する相談、援助等

求職者に対しては、職業相談を通じて、労働条件や能力と適性等を把握し、求人情報の提供、職業紹介、職業訓練のあっせんなどを行っています。また、必要な場合は、キャリア・コンサルティングや面接のトレーニングを行い、求職者の再就職の実現を図っています。

②　求人者に対する相談、援助等

求人者に対しては、求職者情報の提供や求人条件に関する指導だけでなく、雇用促進のための各種助成金支給などの業務を行っています。また、職員が自ら企業を訪問し、求人の掘り起しを行っています。この他、高齢者や障害者、新規学卒などを対象とした合同就職面接会の開催などのマッチング業務を実施しています。

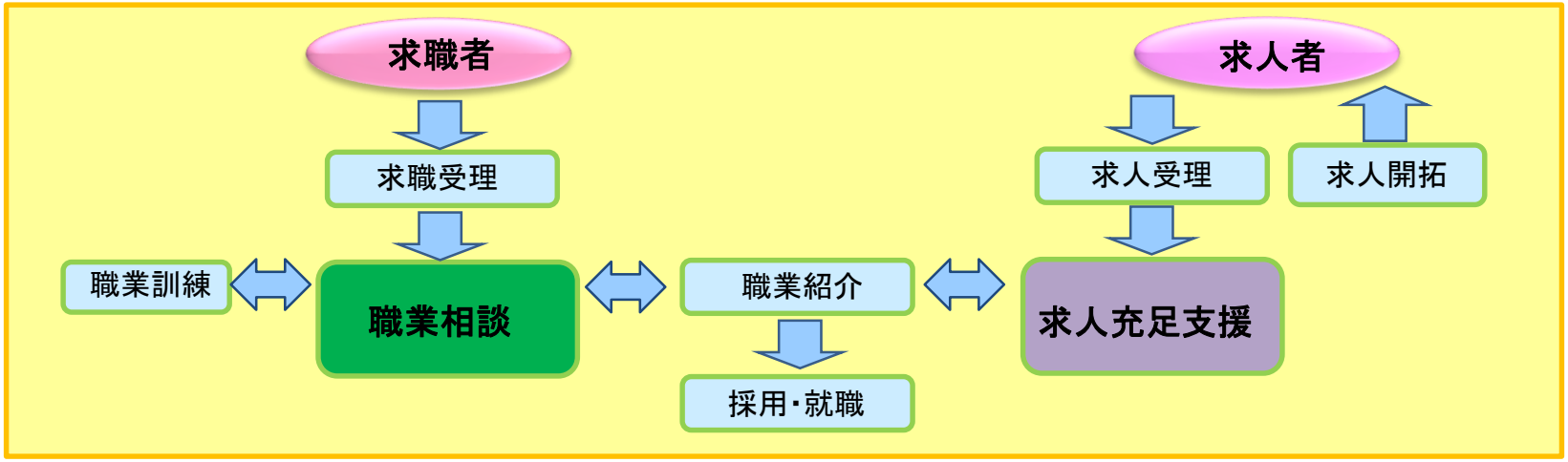

職業安定行政に関する業務（その3）

3　雇用保険について

雇用保険制度は、労働者が失業した場合に、セーフティネットとして、その生活の安定と再就職の促進のために、給付を行うものです。

適用の流れ

雇用保険資格取得届の受理

○　労働者を雇用した場合、事業主がハローワークに対し、取得届を提出

雇用保険資格喪失届の受理

○　労働者が離職した場合、事業主がハローワークに対し、喪失届を提出

給付の流れ

求職票の受理

○　求職者がハローワークに来所し、求職を申し込み

受給資格決定

○　離職による資格喪失・離職理由の確認
○　必要な被保険者期間があることの確認
○　労働の意思・能力の確認

失業の認定（4週間に1度）

○　労働の意思及び能力の確認
○　就職（就労）した日の有無について確認

支　給

職業安定行政に関する業務（その4）

４　主な雇用対策について

障害者雇用率達成指導

障害者の雇用促進を図るため、法定雇用率を下回っている事業主に対して指導を行っています。

- 障害者雇用セミナーなど効果的な集団指導の実施
- 障害者雇用に関する助成金等の支援制度の周知
- 関係機関と連携した職域開発の提案による職務の拡大

高年齢者の就労促進

高年齢者が年齢に関係なく働き続けることができるよう「生涯現役社会」の実現に向けた対策を行っています。

- 高年齢者雇用確保措置を講じていない事業主への指導
- 65歳までの安定した雇用の場の確保に向けた普及促進
- 民間団体を活用した退職後の働き方に関するセミナーの開催

大規模調整に対する対策

事業所閉鎖・縮小等により対象の離職者が発生する場合は、県や市町などを含め関係機関と連携して迅速・効果的な雇用対策を行います。

- 離職者の希望職種を踏まえた集中的な求人開拓の実施
- 就職面接会の開催
- 希望職種を踏まえた職業訓練ニーズの把握・あっせん

職業安定行政に関する業務（その5）

５　ハローワークの光景

職業相談窓口

ハローワークの顔ともなる職業相談窓口では、求職者に対し就職に向けたきめ細やかな相談を行っています。なお、相談窓口はパーテンションで区切られており、プライバシーにも配慮しています。

求人窓口

求人窓口では、求人を受け付ける際に、求人内容が労働関係法令に違反していないか十分に確認しています。また、雇用関係各種助成金の周知など、事業主に対する支援を行っています。

求人情報提供端末

求人情報提供端末では、求職者が希望条件を入力することで、条件に合った求人を検索することができ、求人票を印刷して持ち帰ることもできます。なお、求人情報提供端末では、全国の求人を検索することが可能です。

雇用均等行政に関する業務

雇用の分野における男女の均等な待遇の確保、仕事と育児や家庭の介護との両立ができる環境の整備、パートタイム労働者の待遇の改善などへ向けたさまざまな施策を推進するため、法律の周知、事業主に対する指導、相談受付、労働紛争解決援助などの業務を実施しています。
これらの業務は、労働局の雇用環境・均等室（※）が担当しています。

１　働き方改革の推進

同一労働同一賃金の実現に向けた非正規雇用の待遇改善や長時間労働の是正、ワークライフバランスの実現に向けた取組を推進します。

２　雇用の分野における男女の均等な機会･待遇の確保対策等の推進

男女雇用機会均等法の周知・徹底を行っています。

３　女性活躍の推進

女性活躍推進法の周知・啓発により、女性の活躍推進を進めています。

４　職業生活と家庭生活の両立支援対策の推進

育児・介護休業制度の周知・徹底、企業への助成金支給、好事例集の普及、ファミリー・サポート・センターの設置促進を行っています。
次世代育成支援対策推進法の周知、啓発により、仕事と子育ての両立を支援しています。

５　パートタイム労働者の公正な待遇の確保

パートタイム労働法の周知、啓発により、正社員との均等・均衡待遇の確保や正社員への転換を促しています。

６　個別労働紛争の解決

総合労働相談において、あらゆる分野の労働相談に対応しているほか、助言・指導、あっせん制度の運用により個別労働紛争の解決を図っています。

７　在宅ワークの健全な発展のために

契約をめぐるトラブルを防止するための「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」の周知・啓発や、在宅ワークに関する情報提供・相談対応を行っています。

※雇用環境・均等室は「働き方改革の推進」、「ワークライフバランスの実現」、「職場のパワーハラスメントの予防・解決」、「労働契約法の周知・啓発」、「助成金の支給・周知」など多くの業務を担当し、山口労働局における業務の調整も担っています。

山口労働局の組織

〒753-8510　山口市中河原町6-16　山口地方合同庁舎2号館

総務部	総務課	TEL 083-995-0360	FAX 083-995-0378
	労働保険徴収室	TEL 083-995-0366	FAX 083-995-0369
雇用環境・均等室		総合労働相談コーナー（専用TEL 083-995-0398） TEL 083-995-0390	FAX 083-995-0389
労働基準部	監督課	TEL 083-995-0370	FAX 083-995-0376
	健康安全課	TEL 083-995-0373	FAX 083-995-0376
	賃金室	TEL 083-995-0372	FAX 083-995-0376
	労災補償課	TEL 083-995-0374	FAX 083-995-0377
職業安定部	職業安定課	TEL 083-995-0380	FAX 083-995-0384
	需給調整事業室	TEL 083-995-0385	FAX 083-995-0384
	雇用保険電子申請事務センター	TEL 083-995-0382	FAX 083-995-0384
	訓練室	TEL 083-995-0387	FAX 083-995-0384
	職業対策課	TEL 083-995-0383	FAX 083-995-0384

山口県内の労働基準監督署
総合労働相談コーナー

下関労働基準監督署
〒750-8522 下関市東大和町2-5-15
TEL 083-266-5476　FAX 083-266-5480

宇部労働基準監督署
〒755-0044 宇部市新町10-33
宇部地方合同庁舎
TEL 0836-31-4500　FAX 0836-31-4502

徳山労働基準監督署
〒745-0844 周南市速玉町3-41
TEL 0834-21-1788　FAX 0834-21-1690

下松労働基準監督署
〒744-0022 下松市大字末武下字中筋潮入617-3
TEL 0833-41-1780　FAX 0833-41-4262

岩国労働基準監督署
〒740-0027 岩国市中津町2-15-10
TEL 0827-24-1133　FAX 0827-24-1135

山口労働基準監督署
〒753-0088 山口市中河原町6-16
山口地方合同庁舎1号館
TEL 083-922-1238　FAX 083-922-1483

萩労働基準監督署
〒758-0074 萩市大字平安古町599-3
萩地方合同庁舎
TEL 0838-22-0750　FAX 0838-22-1089

山口県内のハローワーク
ハローワークの付属施設

山口公共職業安定所
〒753-0064 山口市神田町1-75
TEL 083-922-0043　FAX 083-925-4999

下関公共職業安定所
〒751-0823 下関市貴船町3丁目4-1
TEL 083-222-4031　FAX 083-232-1350

大和町庁舎
〒750-0066 下関市東大和町2丁目3-6
TEL 083-266-4151　FAX 083-266-6134

宇部公共職業安定所
〒755-8609 宇部市北琴芝2丁目4-30
TEL 0836-31-0164　FAX 0836-31-1835

防府公共職業安定所
〒747-0801 防府市駅南町9-33
TEL 0835-22-3855　FAX 0835-25-4033

萩公共職業安定所
〒758-0074 萩市大字平安古町599-3
萩地方合同庁舎
TEL 0838-22-0714　FAX 0838-25-8581

長門分室
〒759-4101 長門市東深川1324-1
TEL 0837-22-8609　FAX 0837-22-6270

徳山公共職業安定所
〒745-0866 周南市大字徳山7510-8
TEL 0834-31-1950　FAX 0834-31-1966

下松公共職業安定所
〒744-0017 下松市東柳1丁目6-1
TEL 0833-41-0870　FAX 0833-41-5482

岩国公共職業安定所
〒740-0022 岩国市山手町1丁目1-21
TEL 0827-21-3281　FAX 0827-23-2863

柳井公共職業安定所
〒742-0031 柳井市南町2丁目7-22
TEL 0820-22-2661　FAX 0820-22-1069

山口新卒応援ハローワーク
（ヤング・ハローワーク山口）
〒754-0014 山口市小郡高砂町1-20
TEL 083-973-8080　FAX 083-973-7123

ハローワークプラザ下関
〒750-0025 下関市竹崎町4丁目3-3
JR下関駅ビルripie（リピエ）２階
TEL 083-231-8189　FAX 083-232-6176

山陽小野田市地域職業相談室
〒756-0057 山陽小野田市大字西高泊1259-1
（山陽小野田市雇用能力開発支援センター内）
TEL 0836-81-4511　FAX 0836-84-8541